

○神戸女学院大学学生寮規程

1996年10月7日

部長会制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸女学院大学における学生寮（以下「寮」という。）の管理・運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 寮は、本学院の立学の精神を基として、寮生が個の確立を計りつつ共同生活を通じ友愛の精神を醸成し、人格陶冶することを目的として設置する。

(管理・運営)

第3条 学生寮の管理・運営に関する事項を審議するために学生寮運営委員会を置く。

- 2 学生寮運営委員会委員長を学生部長とする。
- 3 学生寮運営委員会規程については別に定める。
- 4 寮に舎監及びその他の職員を置く。
- 5 舎監は、寮生の教育・指導にあたる。
- 6 寮生の選挙により寮長、副寮長及び班長を置く。

(入寮)

第4条 入寮対象者は、原則として次の各号に該当する者とする。

- (1) 規則や諸注意を守り集団生活ができる者
- (2) 1年以上継続して在寮できる学部学生の者
- (3) 特別の事情により学長が入寮の必要を認める者

(入寮)

第5条 入寮を希望する者は、保証人連署の願書を学長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 入寮は、原則として入学年度の初めとする。入寮を希望する者は、当該前年度の所定の期日までに願書を提出しなければならない。
- 3 当該年度前期中に空室が発生した場合は、後期からの入寮生を募集することがある。

(退寮)

第6条 退寮は原則として年度末とし、卒業年度以外の退寮者は、当該年度の1月末日迄に申し出て3月21日迄に退寮するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、直ちに退寮しなければならない

い。

- (1) 退学者
- (2) 除籍者
- (3) 休学者
- (4) 退寮処分者

(寮費)

第7条 寮費は、別に定める。

(在寮期間)

第8条 寮生の在寮期間は、原則として入寮許可日から修業年限（4年）満了年度の3月21日までとする。

(閉寮期間)

第9条 寮の閉寮期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 夏期 8月中旬の連続する1週間程度の期間（寮生には別途通知する。）
- (2) 冬期 12月27日から翌1月5日まで

2 寮生は、原則として閉寮期間中、寮に残留することはできない。

(処分)

第10条 寮生が、神戸女学院大学学則並びに寮に関する規程及び細則に違反し、若しくは集団生活に不相当と認められた場合は、学生寮運営委員会、学生主事会の議を経て退寮その他の処分に付すものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生寮運営委員会、学生主事会の議を経て部長会が行う。

附 則

- 1 この規程は、1997年4月1日から施行する。
- 2 神戸女学院大学寄宿舍規則（1948年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。（1999年1月25日改正）

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。（2003年1月20日改正）

附 則

この規程は、2015年10月5日から施行し、2015年4月1日から適用する。（2015年10月5日改正）

附 則

この規則は、2016年11月14日から施行する。（2016年11月14日改正）

附 則

この規則は、2019年5月27日から施行する。（2019年5月27日改正）

附 則

この規程は、2023年6月5日から施行する。（2023年6月5日改正）